

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

2025 年 10 月 1 日

アルビス株式会社

2025 年 10 月 1 日

富山県射水市流通センター水戸田三丁目 4 番地
アルビス株式会社
代表取締役社長 池田 和男

当社は、2025 年 7 月 11 日付で株式会社パスコとの間で締結した「合併契約書」に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社パスコを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
2025 年 10 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条および第 787 条の規定ならびに会社法第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
 - (1) 吸収合併の差止請求
該当はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
略式合併のため、該当はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
株式会社パスコは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
株式会社パスコは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 13 日付官報へ合併公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者宛催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 吸収合併の差止請求
簡易合併のため、該当はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
簡易合併のため、該当はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 13 日付の官報で合併公告を行うとともに、同日付で定款の定めに従い電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社パスコからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。なお、引き継いだ資産の額は 993 百万円（概算）、負債の額は 821 百万円（概算）であります。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 10 月 1 日

7. 上記に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上